

電子申請による建設リサイクル法第10条届出 及び第11条通知の手順について

【申請者用】

鹿児島県土木部監理課技術管理室

はじめに …… 【申請者用】

下記資料は添付資料として、システムにファイルを登録する必要があります。

申請を始める前に、あらかじめ添付資料を作成してください。

【登録の際に必要な添付資料(第10条届出)】

- ① 別表1～3（分別解体の計画等）
- ② 案内図(位置図)
- ③ 設計図、または写真
- ④ 工程表
- ⑤ 委任状(代理申請の場合)

※届出書(様式第一号)、変更届出書(様式第二号)は作成不要です。
(システムに入力すると自動的に作成されます)

■システムでは、①～⑤の資料は、登録漏れ防止のため、1ファイルごとに登録していただきます。
まとめて提出はできませんので、添付資料毎にファイルを分けて作成をお願いします。

■①～⑤の資料の様式は、下記の鹿児島県ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

https://www.pref.kagoshima.jp/ah03/infra/kokyo/gizyutu/recycle/kokyo06_2.html

■添付資料は下記のものに限りますのでご注意ください。

png、jpg、jpeg、pdf、docx、xlsx、zip

(xlsやxdwなどのファイルは登録できませんのでご了承下さい)

1 届出の手順について

(1) 鹿児島県のホームページにアクセス

ホーム > 社会基盤 > 公共事業 > 技術管理・検査 > 建設リサイクル

> 建設リサイクル法第10条届出及び第11条通知の電子申請



鹿児島県
Kagoshima Prefecture

建設リサイクル法第10条届出及び第11条通知の電子申請

建設リサイクル法第10条届出及び第11条通知の提出が電子申請でできます

これまで、建設リサイクル法第10条届出及び第11条通知の提出は、各受付窓口へ直接提出としていましたが、令和8年4月1日より、
ようになりました。下記の「手続きの方法」をご確認のうえ、提出をお願いします。
なお、従来の紙による届出書の提出も可能です。

【電子申請システムによる提出先】（令和8年10月1日より電子申請システムが変わりました）

- 建設リサイクル法第10条届出
- 建設リサイクル法第11条通知（発注者が国、県及び市町村等の場合）

手続きの方法

電子申請による手続きの方法は、『電子申請システムにおける「建設リサイクル法届出・通知」方法について』を参考に手続きをさ
【参考】

受付窓口が限定特定行政庁（鹿児島市、薩摩川内市、霧島市、鹿屋市）となる申請については、それぞれの受付窓口の受付方法に
ください。
受付窓口区分については、[コチラ](#) をご確認ください。

届出書類については、事前に準備をお願いします。
10条届出に係る提出書類の様式については、[コチラ](#) から
※第11条通知の対象となる機関は、国又は地方公共団体等となり、様式は別になります。

PDF 電子申請システムにおける「建設リサイクル法届出・通知」方法について（PDF：1,855KB）

①民間工事は「第10条届出」
②発注者が国、県及び市町村等の場合は「第11条通知」
をそれぞれクリック

1 届出の手順について

(2) ①「新規登録またはログインして申請」

②「ログインせずに申請」 のいずれかをクリックしてください。

建設リサイクル法第10条 届出（鹿児島県）

入力状況 0%

鹿児島県の「建設リサイクル法第10条 届出（鹿児島県）」のオンライン申請ページです。

建設リサイクル法第10条の届出を受け付けます。

工事着手の7日前までに届出が必要です。

対象となる規模、届出窓口等については、県ホームページをご確認ください。
<http://www.pref.kagoshima.jp/infra/kokyo/gizyutu/recycle/index.html>

なお、以下の工事については、各市へ提出してください。（この申請システムでの提出はできません。）

- ・鹿児島市での工事
- ・薩埵川内市、霧島市、姶良市の建築物の解体で、対象となる建築物が「建築基準法施行令第148条第1項第1号又は第2号に掲げる建築物」である場合

Grafterアカウントを利用する方

ログインしていただく、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。

① **新規登録またはログインして申請**

または

Grafterアカウントを利用しない方

メールアドレスの確認のみで申請ができます。
一時保存や申請履歴の確認など一部機能は使えません。

② **ログインせずに申請**

申請に利用するメールアドレスを入力してください。
申請用のページのリンク（URL）をお送りします。

メールアドレス 必須

example@example.com

※該メールアドレスとしてドメイン指定受信を設定されている方は「@mail.graffer.jp」を受信できるように指定してください。

確認メールを送信

①、②のいずれかを選択してください。

■①「新規登録またはログインして申請」を選択して申請すると、申請後に修正が可能になります。

■②「ログインせずに申請」を選択して申請すると、アカウントの作成が不要ですが、申請後修正があった際にすべての項目を最初から再度入力し直す必要があります。

①、②いずれかをクリック

1 届出の手順について

(3) 「①新規登録またはログインして申請」を選択

建設リサイクル法第10条 届出（鹿児島県）

入力の状況 0%

鹿児島県の「建設リサイクル法第10条 届出（鹿児島県）」のオンライン申請ページです。

建設リサイクル法第10条の届出を受け付けます。

工事着手の7日前までに届出が必要です。

対象となる規模、届出窓口等については、県ホームページをご確認ください。
<http://www.pref.kagoshima.jp/infra/kokyo/gizyutu/recycle/index.html>

なお、以下の工事については、各市へ提出してください。（この申請システムでの提出はできません。）

- ・鹿児島市での工事
- ・薩摩川内市、霧島市、国吉市の建築物の解体で、対象となる建築物が「建築基準法施行令第148条第1項第1号又は第2号に掲げる建築物」である場合

Grafferアカウントを利用する方

ログインしていただく、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。

① 新規登録またはログインして申請

または

Grafferアカウントを利用しない方

メールアドレスの確認のみで申請ができます。
一時保存や申請履歴の確認など一部機能は使えません。

② ログインせずに申請

申請に利用するメールアドレスを入力してください。
申請用のページのリンク（URL）をお送りします。

メールアドレス 必須

example@example.com

迷惑メール設定としてドメイン指定受信を設定されている方は「@mail.graffer.jp」を受信できるよう指定してください。

確認メールを送信

- ①を選択した場合、初回はアカウントの作成が必要です。
- 画面に従いアカウントの作成をお願いします。
- アカウントを作成したら、メールアドレス、パスワードを入力してログインします。

Graffer
スマート申請

鹿児島県 ログイン

Grafferアカウントをお持ちの方

[Grafferアカウント規約](#) [プライバシーポリシー](#) をお読みのうえ、同意してログインしてください。ログインをもって、Grafferアカウント規約およびプライバシーポリシーに同意いただいたものとします。

Googleでログイン

LINEでログイン

メールアドレスでログイン

[ログイン方法について教えてください](#)

[GIDでログインする](#)

Grafferアカウントをお持ちでない方

Grafferアカウントに登録すると、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。アカウント登録は無料です。

新規アカウント登録

1 届出の手順について

(4) 「②ログインせずに申請」を選択

建設リサイクル法第10条 届出（鹿児島県）

画面の状況

鹿児島県の「建設リサイクル法第10条 届出（鹿児島県）」のオンライン申請ページです。

建設リサイクル法第10条の届出を受け付けます。

工事着手の7日前までに届出が必要です。

対象となる規模、届出窓口等については、県ホームページをご確認ください。
<http://www.pref.kagoshima.jp/infra/kokyo/gizyutu/recycle/index.html>

なお、以下の工事については、各市へ提出してください。（この申請システムでの提出はできません。）

- ・鹿児島市での工事
- ・薩摩川内市、霧島市、鹿屋市の建築物の解体で、対象となる建築物が「建築基準法施行令第148条第1項第1号又は第2号に掲げる建築物」である場合

Grafferアカウントを利用する方

ログインしていただくと、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。

① **新規登録またはログインして申請**

または

Grafferアカウントを利用しない方

メールアドレスの確認のみで申請ができます。
一時保存や申請履歴の確認など一部機能は使えません。

② **ログインせずに申請**

申請に利用するメールアドレスを入力してください。
申請用のページのリンク（URL）をお送りします。

メールアドレス 必須

example@example.com

迷惑メール設定としてドメイン指定受信を設定されている方は「@mail.graffer.jp」を受信できるよう指定してください。

確認メールを送信

「②ログインせずに申請」を選択し、メールアドレスを入力すると下記メールが送付されますので、URLをクリックし、認証を完了してください。

【メールアドレス確認メールの例】

差出人 : noreply@mail.graffer.jp

件名 : [IM] 【鹿児島県】メールアドレスのご確認（【テスト用】建設リサイクル法第10条 届出（鹿児島県） コピー）

日時 : 2026年09月11日(金) 19:51

メール認証をして申請を行うためのステップとして、ご入力いただいたメールアドレスが正しいことを確認する必要があります。

以下のURLをクリックして、メールアドレスの認証を完了してください。

<https://ttzk.graffer.jp/smart-apply/api/v1/auth/verify-email-token?token=718c7551-f03a-45a7-9823-29e6d9825c6b&redirectUrl=/pref-kagoshima/smart-apply/apply-procedure>

▼ 認証の有効期限が過ぎた場合

確認用URLは 30 分間有効です。有効期限が過ぎた場合には、お手数ですが再度操作を行ってください。

※ このメールにお心当たりのない場合は、お手数ですが本メールを破棄していただきますようお願いいたします。

※ 本メールは送信専用アドレスからお送りしています。ご返信いただいても受信できません。

※ 本システムは、株式会社グラファーが運営しています。

※ ご不明点やご質問は、鹿児島県にて受け付けています。鹿児島県まで直接お問い合わせください。

▼ 送信者に関する情報

株式会社グラファー

Copyright © Graffer, Inc.

宛先 : shuuhei-furukawa@pref.kagoshima.lg.jp

CC :

BCC :

1 届出の手順について

(5) 「利用規約に同意する」にチェックを入れ、「申請に進む」をクリックしてください。

① 「利用規約に同意する」を
チェック



☒ 利用規約に同意する 必須

申請に進む



② 「申請に進む」をクリック

1 届出の手順について

- (6) 画面に従って、各項目を入力し、事前に準備した添付ファイルを登録してください。
各項目を入力したら、「一時保存して、次へ進む」をクリックしてください。

①画面に従って、
各項目を入力する

建設リサイクル法第10条 届出（鹿児島県）

入力状況 10%

入力フォーム

申請者の情報

申請者の種別 必須

☐ 個人

☒ 法人

申請者の商号又は名称、及び代表者名（※申請者は「施主」です。施主が個人の場合は「個人」を選択してください。） 必須

申請者名称（カナ）※代表者名まで記入 必須

郵便番号 必須

ハイフンなしの半角7桁で入力してください

① 「郵便番号から住所を入力」を押すと、住所の一部が自動入力されます。

申請者住所 必須

① 自動入力後、番地、マンション名、部屋番号など、住所の続きがあれば入力してください。

建設リサイクル法第10条 届出（鹿児島県）

入力状況 80%

入力フォーム

5. 工程の概要及びその他添付資料

案内図（位置図） 必須

現場の位置が明示されたもの（住宅地図等でも可）

設計図・写真 必須

外観のわかる立面図等、また全体がわかる写真を1面以上

工程表 必須

任意様式で可。

その他 必要な資料 任意

その他に必要な資料があれば添付してください。（写真や図面を追加で添付したい場合もこちらに添付してください。）

入力内容に不備があります。内容を確認してください。

③「ファイルを選択・・・」
をクリックし、事前に準備した
添付ファイルを登録する。

次へ進む

②各項目を入力したら、
「次へ進む」をクリック

＜ 申請の概要等の確認に戻る

1 届出の手順について

(7) 「以上で入力は終了です。」と表示されたら、「次へ進む」をクリックしてください。

①何も選択しない ➡

建設リサイクル法第10条 届出（鹿児島県）

入力の状況

90%

入力フォーム

以上で入力は終了です。

一番下の「一時保存して、次へ進む」をクリックしてください。 任意

※プルダウンは選択する必要はありません。「選択してください」の表示から変えないでください。

選択してください

※何も選択しない

次へ進む

< 戻る

②「次へ進む」をクリック ➡

1 届出の手順について

(8) 入力内容を確認して、修正箇所があれば「編集する」をクリックして修正して下さい。
修正等がなければ、「この内容で申請する」をクリックして申請します。

建設リサイクル法第10条 届出（鹿児島県）

入力の状況 100%

申請内容の確認

申請者の情報

申請者の種別 必須

個人 編集

申請者の名前（申請者は「施主」です。施主が法人の場合は「法人」を選択してください。） 必須

鹿児島 太郎 編集

申請者の名前（カナ） 必須

カゴシマ タロウ 編集

郵便番号 必須

8908577 編集

申請者住所 必須

鹿児島市鴨池新町10番1号 編集

電話番号 必須

099-286-3515 編集

①入力内容を確認して、修正箇所があれば「編集」をクリックして修正する。

以上で入力は終了です。

一番下の「一時保存して、次へ進む」をクリックしてください。 任意

編集

この内容で申請する

②修正等がなければ、「この内容で申請する」をクリックして申請する。

2 届出内容及び受付状況の確認について

- (9) 以上で申請は完了です。登録したアドレスに受付完了の通知メールが送付されますのでご確認ください。その後も、受付処理(受付完了、差戻し)ごとに、その都度メールが送付されます。

①申請の内容を確認する場合は、
「こちら(申請詳細)」をクリック

【受付通知メールの例】

申請が完了しました

完了メールを登録頂いたメールアドレスに送信しました。また、[申請内容はこちら](#)
[\(申請詳細\)](#) からご確認ください。

※メールが届かない場合は、迷惑メールフォルダに振り分けられている可能性がありますので、一度ご確認ください。

アンケートのお願い

オンライン手続きにはどのくらいご満足いただけましたか？

不満 ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ 満足

ご感想 任意

オンライン手続きの良かった点や、今後オンライン手続きをより良いものにするための改善点などを具体的にお聞かせください。

記載内容はご感想やご意見に限らせていただいております。質問に対する回答はございません。

ご質問や申請内容に関する補足は、鹿児島県までお問い合わせください。

[利用規約に同意してアンケートを送信する](#)

回答結果は、オンライン手続きを改善するために、本サービスを運営する株式会社グラファーと鹿児島県が、共同で使用いたします。 [アンケート利用規約を確認](#)

[ホームへ戻る](#)

差出人 : noreply@mail.graffer.jp
件名 : [IM] 鹿児島県 建設リサイクル法第10条 届出(鹿児島県) 申請受け付けのお知らせ
日時 : 2026年09月11日(金) 19:39

「鹿児島県 建設リサイクル法第10条 届出(鹿児島県)」の申請を受け付けいたしました。申請内容を確認後、順次処理を行いますので、今しばらくお待ちください。

■ 申請の種類
鹿児島県 建設リサイクル法第10条 届出(鹿児島県)

■ 申請日時
2020-05-25 12:35:52

申請の詳細は、以下のURLからご確認ください。
<https://ttzk.graffer.jp/smart-apply/applications/00000000000000000000>

【お問い合わせ先】

申請いただいた施工地域により、問い合わせ先が異なりますので、下記からご確認ください。

<鹿児島県HP(建設リサイクル法受付窓口)>
<https://www.pref.kagoshima.jp/ah03/infra/kokyo/gizyutu/recycle/madoguchi.html>

※ 本メールは送信専用アドレスからお送りしています。ご返信いただいても受信できません。
※ 本オンライン申請サービスは、株式会社グラファーが鹿児島県公式サービスとして運営しています。
※ ご不明点やご質問は、鹿児島県で受け付けています。鹿児島県まで直接お問い合わせください。

▼ 送信者に関する情報
株式会社グラファー
Copyright © Graffer, Inc.

2 届出内容及び受付状況の確認について

- (10) 申請内容の詳細が表示されます。申請内容や受付状況を確認することができます。
申請の取り下げもこの画面から行います。

申請一覧 / 申請詳細

【テスト用】建設リサイクル法第10条 届出（鹿児島県） コピー

申請番号 6661-3748-8439-0977544

申請を取り下げる

申請基本情報 申請内容

申請先
鹿児島県

対応ステータス
受付済

手続き名称
【テスト用】建設リサイクル法第10条 届出（鹿児島県） コピー

申請者情報

種別	個人
氏名	鹿児島 太郎
氏名（カナ）	カゴシマ タロウ
郵便番号	8908577
住所	鹿児島市鴨池新町10番1号
電話番号	099-286-3515
メールアドレス	

②申請を取り下げる場合は、
こちらをクリックしてください。

①受付け状況を確認することが
できます

3 差戻し時、完了時の通知について

(11) 差戻し時、処理完了時には下記のメールが送付されます。

【差戻し時メールの例】

【処理完了時メールの例】

差出人 : noreply@mail.graffer.jp

件名 : [IM] 鹿児島県 建設リサイクル法第10条 届出(鹿児島県) 申請が差戻されました

日時 : 2026年09月11日(金) 19:40

「鹿児島県 建設リサイクル法第10条 届出(鹿児島県)」の申請が差戻されました。

■ 申請の種類

鹿児島県 建設リサイクル法第10条 届出(鹿児島県)

■ 申請日時

2020-05-25 12:35:52

申請の詳細は、以下のURLからご確認ください。

<https://ttzk.graffer.jp/smart-apply/applications/00000000000000000000>

【問い合わせ先】

申請いただいた施工地域により、問い合わせ先が異なりますので、下記からご確認ください。

<鹿児島県HP(建設リサイクル法受付窓口)>

<https://www.pref.kagoshima.jp/ah03/infra/kokyo/gizyutu/recycle/madoguchi.html>

※ 本メールは送信専用アドレスからお送りしています。ご返信いただいても受信できません。

※ 本オンライン申請サービスは、株式会社グラファァーが鹿児島県公式サービスとして運営しています。

※ ご不明点やご質問は、鹿児島県で受け付けています。鹿児島県まで直接お問い合わせください。

▼ 送信者に関する情報

株式会社グラファァー

Copyright © Graffer, Inc.

差出人 : noreply@mail.graffer.jp

件名 : [IM] 鹿児島県 建設リサイクル法第10条 届出(鹿児島県) 処理完了のお知らせ

日時 : 2026年09月11日(金) 19:40

「鹿児島県 建設リサイクル法第10条 届出(鹿児島県)」の処理が完了いたしました。

■ 申請の種類

鹿児島県 建設リサイクル法第10条 届出(鹿児島県)

■ 申請日時

2020-05-25 12:35:52

申請の詳細は、以下のURLからご確認ください。

<https://ttzk.graffer.jp/smart-apply/applications/00000000000000000000>

【問い合わせ先】

申請いただいた施工地域により、問い合わせ先が異なりますので、下記からご確認ください。

<鹿児島県HP(建設リサイクル法受付窓口)>

<https://www.pref.kagoshima.jp/ah03/infra/kokyo/gizyutu/recycle/madoguchi.html>

※ 本メールは送信専用アドレスからお送りしています。ご返信いただいても受信できません。

※ 本オンライン申請サービスは、株式会社グラファァーが鹿児島県公式サービスとして運営しています。

※ ご不明点やご質問は、鹿児島県で受け付けています。鹿児島県まで直接お問い合わせください。

▼ 送信者に関する情報

株式会社グラファァー

Copyright © Graffer, Inc.

4 届出窓口について

(12) 工事を行う地域毎に受付窓口が異なります。お問い合わせは下記の窓口へ
お願いいたします。

都道府県名	市町村名	建築物の解体(建築基準法施行令第148条第1項第1号又は第2号に掲げる戸建て住宅等)の届出・通知の受付窓口			・建築物の解体(建築基準法施行令第148条第1項第1号又は第2号に掲げる戸建て住宅等以外) ・建築物の新築・増築・修繕・模様替等工事の届出・通知の受付窓口			建築物以外の工作物の工事届出・通知の受付窓口 (土木工事等)		
		担当部局名	担当課係名	電 話	担当部局名	担当課係名	電 話	担当部局名	担当課係名	電 話
鹿児島県	鹿児島市	鹿児島市建設局建築部	建築指導課	099-224-1111	鹿児島市建設局建築部	建築指導課	099-224-1111	鹿児島市建設局建築部	建築指導課	099-224-1111
	三島村	鹿児島地域振興局建設部	土木建築課建築係	099-805-7332	鹿児島地域振興局建設部	土木建築課建築係	099-805-7332	鹿児島地域振興局建設部	土木建築課技術調整係	099-805-7323
	十島村									
	いちき串木野市									
	日置市	南薩地域振興局建設部	土木建築課建築係	0993-52-1395	南薩地域振興局建設部	土木建築課建築係	0993-52-1395	南薩地域振興局建設部	土木建築課技術調整係	0993-52-1392
	南さつま市									
	枕崎市									
	南九州市	薩摩川内市建設部	建築住宅課	0996-23-5111	薩摩川内市建設部	建築住宅課	0996-23-5111	薩摩川内市建設部	建築住宅課	0996-23-5111
	指宿市									
	薩摩川内市	北薩地域振興局建設部	土木建築課建築係	0996-25-5292	北薩地域振興局建設部	土木建築課建築係	0996-25-5292	北薩地域振興局建設部	土木建築課技術調整係	0996-25-5285
	さつま町									
	出水市									
	阿久根市									
	長島町	霧島市建設部	建築指導課	0995-45-5111	姶良・伊佐地域振興局建設部	土木建築課建築係	0995-63-8372	姶良・伊佐地域振興局建設部	土木建築課技術調整係	0995-63-8364
	霧島市									
	姶良市	大隅地域振興局建設部	土木建築課建築係	0994-52-2188	大隅地域振興局建設部	土木建築課建築係	0994-52-2188	大隅地域振興局建設部	土木建築課技術調整係	0994-52-2183
	伊佐市									
	湧水町									
	鹿屋市									
	垂水市									
	東串良町									
	肝付町									
	錦江町									
	南大隅町									
	曾於市	熊毛支庁建設部	建設課技術調整係	0997-22-1866	熊毛支庁建設部	建設課技術調整係	0997-22-1866	熊毛支庁建設部	建設課技術調整係	0997-22-1866
	志布志市									
	大崎町									
	西之表市	熊毛支庁建設部	建設課技術調整係	0997-22-1866	熊毛支庁建設部	建設課技術調整係	0997-22-1866	熊毛支庁建設部	建設課技術調整係	0997-22-1866
	中種子町									
	南種子町									
	屋久島町	熊毛支庁屋久島事務所	総務企画課用地管理係	0997-46-2216	熊毛支庁屋久島事務所	総務企画課用地管理係	0997-46-2216	熊毛支庁屋久島事務所	総務企画課用地管理係	0997-46-2216
	奄美市	大島支庁建設部	建設課管理係	0997-57-7332	大島支庁建設部	建設課管理係	0997-57-7332	大島支庁建設部	建設課管理係	0997-57-7332
	大和町									
龍郷町										
宇検村	大島支庁瀬戸内事務所				総務課用地管理係	0997-72-2111	大島支庁瀬戸内事務所	総務課用地管理係	0997-72-2111	
瀬戸内町										
喜界町										
徳之島町	大島支庁徳之島事務所	総務課用地管理係	0997-82-1333	大島支庁徳之島事務所	総務課用地管理係	0997-82-1333	大島支庁徳之島事務所	総務課用地管理係	0997-82-1333	
天城町										
伊仙町										
和泊町	大島支庁建設部	建設課管理係	0997-57-7332	大島支庁沖永良部事務所	総務福祉課用地管理係	0997-92-1632	大島支庁沖永良部事務所	総務福祉課用地管理係	0997-92-1632	
知名町										
与論町										

薩摩川内市、霧島市、鹿屋市の一部の工事及び鹿児島市における工事については、鹿児島県のホームページから届出はできません。該当する市町村へ届出をお願いいたします。